

株式会社 GSユアサ

お問い合わせは 広報・IR室

〒601-8520 京都市南区吉祥院西ノ庄猪之馬場町 1 番地

TEL 075-312-1214 FAX 075-312-0493 <https://www.gs-yuasa.com/jp>2020年7月15日
株式会社 GSユアサ

厚生労働省「プラチナくるみん」の認定を受けました

株式会社 GSユアサ（社長：村尾 修、本社：京都市南区。以下GSユアサ）は、6月24日付で「プラチナくるみん」^{※1}企業として認定を受けました。

「プラチナくるみん」とは、子育てサポートについて高い水準の取り組みを行っている企業として、厚生労働大臣から特例認定を受けることができる制度です。

GSユアサはこれまでも、次世代育成支援対策推進法^{※2}の趣旨に則り、社員が仕事と育児を両立できる環境整備を進め、2017年には「くるみん」に認定されました。その後、さらなる両立支援の取り組み促進と、その効果の拡充を図るための行動計画に基づいた2020年3月までの3年間で、育児短時間勤務制度の対象期間拡大、育児を対象とする在宅勤務制度の導入などを実現し、「プラチナくるみん」の認定に至りました。

GSユアサは、引き続き「社員一人ひとりがいきいきとやりがいをもって働いている職場づくり」を目指します。

【これまでの取り組み】

1. 育児を行う労働者が就業を継続し、活躍できる取り組みとして、①女性社員を対象としたキャリアデザイン研修実施 ②育児休業の取得前&復帰前面談の実施 ③管理職を対象とした部下の育成に関する研修 ④育児と仕事の両立支援ハンドブックの発行など
2. 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置として、①年休取得促進の取り組み（年間10日取得義務化、サイクル休暇の取得奨励など）②時間単位休暇制度の導入 ③ポスター掲示など

【行動計画とその実績】

1. 計画期間 2017年4月1日～2020年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標	実績
育児短時間勤務制度の対象期間を拡大する。 (小学3年生の年度末から小学6年生の年度末へ延長)	2018年4月 規定改定により育児短時間勤務制度の対象期間を小学6年生の年度末へ延長
育児を対象とする在宅勤務制度導入を検討し、実施する。	2019年1月 育児を対象とする在宅勤務制度を新設



※1 「プラチナくるみん」とは

次世代育成支援対策推進法に基づき、「くるみん」より高い水準の取組を行った企業が「優良な子育てサポート企業」として、厚生労働大臣により認定を受けた証です。

(プラチナくるみん認定企業数 全国：373社(4月末時点)、京都府内：10社(6月末時点))

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html

※2 「次世代育成支援対策推進法」の概要

我が国における急速な少子化の進行等を踏まえ、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策について、基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために必要な措置を講ずる。

(厚生労働省のホームページより。<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/jisedai-suisinhou-gaiyou.html>)

[この件に関するお問い合わせ先]

株式会社 GSユアサ 人事部人材グループ TEL 075-312-0091

[この件に関する報道関係からのお問い合わせ先]

株式会社 GSユアサ 広報・IR室 TEL 075-312-1214